

平成 24 年度 市民等と市との協働事業の状況

1. 協働事業の状況

平成 24 年度の協働事業数は、211 件です。

区分	情報交換 意見交換	企画段階 からの参 画 政策提案	共催	後援	実行 委員会	補助 助成	事業 委託	事業 協力	アダ プト 制度
H24 年度	5	1	11	118	28	13	6	26	3

協働形態の区分は以下のとおりです。

No.	形態	内容	効果
1	情報交換・ 意見交換	パートナーと行政が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する協働形態です。	専門的で高度な情報を得ることができます。また、地域の課題や市民の声が的確に把握できます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させ幅を広げることができます。
2	企画段階から の参画、 政策提案	パートナーが持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる協働形態です。 (例) 各種計画などの策定に係る委員会など	市にはない独創性がある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民も市政へ積極的に参画する意識が生まれます。
3	共催	パートナーと行政が共に主催者となって事業を行う協働形態です。 (例) シンポジウム、講演会、講座など	お互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。

4	後援	<p>パートナーが実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行う協働形態です。</p> <p>(例) シンポジウム、講演会、講座など</p>	<p>事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。</p>
5	実行委員会形式による事業運営	<p>パートナーと行政が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行う協働形態です。</p> <p>(例) 観光イベントなど</p>	<p>企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になります、また、それを決めるために話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。</p>
6	補助・助成・物的支援による事業執行	<p>パートナーが行う事業に対して財政的な支援などを行うことで公益を実現する協働形態です。</p> <p>(例) 補助金による支援など</p>	<p>事業の実施主体であるパートナーの自主性、自立性が尊重されます。</p>
7	事業委託	<p>行政が責任を持って担うべき事業をパートナーの特性を活かして、より効果的に実施するため、パートナーに委託する協働形態です。</p> <p>(例) 公の施設の管理運営など</p>	<p>パートナーが持つ特性が発揮されることで、行政にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。</p>
8	事業協力	<p>パートナーと行政がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力しながら事業を実施する協働形態です。</p>	<p>双方の特性が発揮できます。また、話し合いの機会が増えることでパートナーとの深い信頼関係が構築できます。</p>
9	アダプト制度	<p>パートナーが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、行政は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。</p>	<p>市民自治の推進と地域コミュニティの活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの美化意識が向上します。</p>

2. 用語の定義

I 【協働】

「協働」とは、市民等と市が相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等のパートナーとして、共通の目標や課題解決に向けて連携・協力することをいいます。

II 【協働事業】

「協働事業」とは、市と市民等（パートナー）が、双方の知識・技術・経験を持ち寄り、効果的に実施することで、市民の参加が期待でき、かつ市民へのサービスの質と量が向上する事業をいいます。

III 【協働のパートナー】

「協働のパートナー」とは、①市民、②民間非営利組織、③継続的に社会貢献のために活動している企業などをいいます。

IV 【民間非営利組織】

「民間非営利組織」とは、個々の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における様々な課題に対し、営利を目的としない（非営利）で取り組む組織のことをいいます。

「非営利」とは、利益を自ら掲げる社会的使命のための活動に再投資し、団体の構成員の間で配分しないということです。無償で活動するという意味でなく、また収益事業を行うことや利益を発生させることをしないという意味ではありません。

具体的には、次のとおりです。

- (1) NPO法人（特定非営利活動法人）
- (2) ボランティア団体、市民団体、市民活動団体などの任意団体
- (3) 社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人など各法律で定められた公益的法人
- (4) 自治会・町内会などの地縁型団体
- (5) 婦人会、育成会等の公益的団体（PTA、青少年育成団体、体育協会、老人クラブなども含む。）
- (6) 生活協同組合、農業協同組合、経済団体などの共益団体（団体の構成員を対象とし、福利厚生や相互救済等を目的とする団体）